



和解合意書

■■■■ (以下貸主という) と ■■■■ (以下借主という) との下記賃貸物件に関する退去時の現状回復義務の問題について、双方に争いがあったところ、今般下記の内容で合意が成立したので、本書2通作成し各自1通宛て所持することとした。

記

1. 貸主は、借主に対し、敷金から原状回復費用を控除した残額が 金 83,895 円存在することを認める。
2. 貸主は、借主に対し、前項の金員を、本和解成立後、すみやかに、借主が指定する「■■■■名義の■■■■銀行 ■■■■支店 普通預金口座 ■■■■」に振り込む方法により支払う。尚振り込み手数料は借主の負担とする。
3. 借主は、上記入金確認後、すみやかに、川崎簡易裁判所に申し立てた 平成23年(少コ)第119号敷金返還請求事件の取り下げる。
4. 貸主・借主双方は、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

以上

表示

賃貸借物件 東京都新宿区 ■■■■
■■■■ 102号室
目的 居住
賃料 月額金 17万円

貸主 東京都港区 ■■■■

借主